

別表第1（第2条関係）

研修項目	内 容
1 専修学校・各種学校における職業教育	(1) 専修学校・各種学校は、生徒の職業観を形成し、業界で活躍できる（仕事ができる）人材を養成するところであることを理解する。
	(2) 職業（現場）と関連する場面を具体的にイメージできる授業（学習指導）を生徒に提供し、学ぶ「意欲」「必要性」「目標」が明確になるよう計画し、実行できるようになる。（授業の計画・準備・実行・検証）
	(3) 授業以外でも、学校が実施するすべての活動は、職業教育に役立つよう計画し、運営されているものであることを理解する。
	(4) 教員は、生徒が身近に接する社会人であることを認識し、生徒の手本となるように、プロとして、組織の一員として、自己啓発に努めリーダーシップを発揮できるようになる。
2 専修学校・各種学校教育のあり方と授業実践	(1) 教育環境の変化など教育の現状と問題点を認識し、生徒への対応でどのようなことに配慮すべきかを理解する。
	(2) 「教育とは、人間として生まれ、成長し、心身両面に意図的・計画的に働きかけをする営みである。」という教育の基本精神を認識する。
	(3) 授業は、教育理念を達成する大切な手段であり、計画をしっかりと立て、基本的な考え方を身につけて実践できるようになる。
	(4) 教育メソッドの種類や特徴、活用の仕方、留意点等を体験として理解し、授業に適切に導入できるようにする。
	(5) レッスンプランの作成、実習を通して一連の要点を学び、日頃の自身の授業を振り返り、授業に活かす。
3 学生・教員のための実践心理	(1) 青年期の意味と特質等について理解し、指導的人間関係の構築や学級運営に活かせるようにする。
	(2) 教員として具体的なスタディスキルを理解し、生徒をどう引きつけていくか、授業の心理的方法・展開を学ぶ。
	(3) 学習者の心理的特性を理解し、授業展開に活かせるように <u>う</u> する。
	(4) カウンセリングの基礎を学び、専門職としてのカウンセラーではなく、教員としての生徒との関わり方を理解し、生徒をサポートできるようにする。
4 専修学校・各種学校と制度	(1) 専修学校・各種学校制度の成立経緯や意義を日本の教育制度全体との関連の中で理解するとともに、現在までの発展経過、現状を理解する。特に、現状についてはデータも合わせて理解する。
	(2) 学校教育制度を定める法律について概要を理解する。特に、専修学校設置基準及び各種学校規程を学び、専修学校・各種学校の特質を理解する。
	(3) 専修学校3課程（専門課程・高等課程・一般課程）及び各種学校のそれぞれの役割と状況を知り、展望する。
	(4) 専修学校・各種学校が当面する問題や、教育課題について理解する。
	(5) 私学としての役割と学校運営の基本について学ぶ。

別表第2（第6条関係）
1 要綱第5条第1号

(表 題)	(氏 名) (年月日生)
北海道が指定する所定の研修の課程を修了したことを証明します	
研修名（コース名）	
年 月 日 北海道知事	印

2 要綱第5条第2号

(表 題)	(氏 名) (年月日生)
専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）第41条に規定する教員の資格要件を満たしていることを証明します	
研修名（コース名）	
年 月 日 北海道知事	印

備考 高等課程の教員にあつては「41条」を「42条」とし、一般課程の教員にあつては「41条」を「43条」とし、各種学校の教員にあつては「専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）第41条」を「各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）第8条第2項」として証明する。

3 要綱第5条第3号

(表 題)	(氏 名) (年月日生)
北海道が指定する所定の研修の課程を修了したことを証明します	
専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）第41条に規定する教員の資格要件を満たしていることを証明します	
研修名（コース名）	
年 月 日 北海道知事	印

備考 前項の備考と同様の方法により証明する。